

諮問庁：国立大学法人新潟大学

諮問日：令和元年8月8日（令和元年（独情）諮問第58号）

答申日：令和元年12月10日（令和元年度（独情）答申第60号）

事件名：特定科目の試験問題の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「2018年度開講学士課程講義科目「特定科目」の試験問題（試験がレポート等により行われた場合は、そのレポート課題等を含む。）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その全部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年8月31日付け30新大総第78号により、国立大学法人新潟大学（以下「新潟大学」、
「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、非開示部分を取り消し、全部を公開決定することを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、概ね以下のとおりである。

原処分は、試験問題について、法5条4号柱書きに該当し、不開示としている。

まず、原処分は、法5条4号柱書きに該当するとするのみで、同号のイからトのどの具体的な業務支障等があるのかについては、全く触れられていない。このこと自体が、本件文書を開示したとしても、それによる業務支障等などありえないことを物語っている。4号柱書きだけではなく、イからトのどれに該当するのかを具体的に明示すべきであり、この点において、既に違法ないしは、理由がないことになる。

本件開示文書は、学生の受けた過去の試験問題である。どうして、これを公開することが業務支障となるのだろうか。貴学においては、外部に公開することなど到底できないような、試験を実施しているというのだろうか。また、学生等に対し、過去問の公開を一切行っていないとでもいうのだろうか。

もし、本件文書が公開できないのだとすれば、そもそも、それよりも重

要な意義を持つだろう入学試験問題も公開されるべきではない。しかしながら、貴学は、入学試験問題については全て公開しているのである。

このように、法5条4号に該当しないことは明らかである。

仮に、百歩譲って、何らかの業務支障が生じたとしても、試験問題を公開することは、学生にとって、重大な意義、利益につながるし、大学において行われている教授研究の内容を、一般に広めることにもつながり、これも大きな利益がある。従って、仮に法5条4号に該当したとしても、法7条により、裁量的に開示されるべきことも念のため、付言しておきたい。

第3 諮問庁の説明の要旨

本件に係る開示請求内容は、2018年度開講学士課程講義科目「特定科目」の講義シラバス、試験問題（試験がレポート等により行われた場合は、そのレポート課題等を含む。）である。

この内容に対して、本学は、「特定科目」（新・旧共通／担当：特定教員）のシラバス及び試験問題を特定し、部分開示決定をした。

1 審査請求に係る開示決定等

本学は、「特定科目」（新・旧共通／担当：特定教員）のシラバス及び試験問題を特定し、試験問題については公にすることで講義の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条4号柱書きに該当することから不開示とし、部分開示決定をした。

2 審査請求の趣旨及び理由

(1) 審査請求の趣旨

上記第2の1と同旨。

(2) 審査請求の理由

上記第2の2と同旨。

(3) 審査請求に対する本学の意見及び理由

ア 審査請求に対する本学の意見

原処分は、維持する。

イ 理由

(ア) 定期試験過去問題の公開は、学内の特定学部資料室においてのみ閲覧が可能となっている。定期試験は、授業に出席し、関連した自習を行うことによって学修した成果をはかるべきものであり、カリキュラムに従って履修を重ねている本学学生が勉学のために利用する場合に限って定期試験過去問題の閲覧を可能としていることは、教育という大学の主要な事業の適正な遂行にあたって妥当な措置と考える。

(イ) 教育の内容・手法の自由は、各教員にとっての学問の自由に密接に関連するものであるため、その成果をはかる定期試験問題は、本学の諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするために公

開することが義務付けられるようなものではない。

(ウ) 本学に入學しなくても、同じ情報(定期試験過去問題)にアクセスできるのでは、所定の入學試験・手続を経て入學し、授業料という正当な対価を支払って在學している学生にとって、入學・在學の利益が大きく損なわれることとなる。このことは、大学としての事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるほか、大学経営上の正当な利益を害するおそれがある。

以上のことから、法5条4号柱書き、同号ハ及びトに該当し、不開示は妥当である。(平成27年度(独情)答申第13号参照)

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和元年8月8日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年9月9日 審議
- ④ 同年11月22日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年12月6日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、「2018年度開講学士課程講義科目「特定科目」の講義シラバス、試験問題」の開示を求めるものであり、処分庁は、講義シラバスについては、その全部を開示し、試験問題(本件対象文書)については、その全部を法5条4号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対して、審査請求人は、不開示部分を取り消し、全部の開示を求めているが、諮問庁は、不開示理由に、法5条4号ハ及びトを追加して、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の不開示情報該当性について

- (1) 諮問庁は、本件対象文書の不開示理由について、上記第3の2(3)イのとおりであるとし、これらにより、本件対象文書を公にすることは、大学としての教育事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるほか、大学経営上の正当な利益を害するおそれがあり、法5条4号柱書き、ハ及びトに該当するので、不開示は妥当である旨を説明する。
- (2) 本件対象文書は、新潟大学学士課程における教育の内容・その成果を測るための定期試験問題であるところ、一般に公にされている事情は認められず、そうすると、本件対象文書を公にした場合、新潟大学における教育事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする上記諮問庁

の説明は否定し難い。

したがって、本件対象文書は法5条4号柱書きに該当し、同号ハ及びトについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、法7条に基づき裁量的開示をすべきであると主張するところ、大学の定期試験問題を公にすることに、公益上特に必要性があるとすべき事情は認め難いことから、同条による裁量的開示を行わなかった処分庁の判断に裁量権の逸脱又は濫用があるとは認められない。

また、審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その全部を法5条4号柱書きに該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が、同号柱書き、ハ及びト該当するとして不開示とすべきとしていることについては、同号柱書きに該当すると認められるので、同号ハ及びトについて判断するまでもなく、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司